

---

〈インクルーシブ教育システム調査・研究事業〉

---

報告書

令和2年3月

東京都教育委員会



## 調査研究の概要

### 1 調査の目的

東京に暮らす誰もが、お互いを認め合い、尊重し合う共生社会の実現に向けて、未来を担う子供たちへの教育は非常に大きな役割を果たしている。

東京都教育委員会は、これまで、障害の有無に関わらず、全ての幼児・児童・生徒の教育的ニーズに的確に応える多様で柔軟な学びの場を提供するとともに、一人一人の個性や能力に応じたきめ細かな教育を行ってきた。

本調査研究は、学校教育において、児童・生徒一人一人の能力を最大限に伸長すること、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら子供たちが充実した時間を過ごすことが重要であることを踏まえつつ、障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶことを追求し、多様な人々が共に支え合う「インクルーシブシティ東京」を実現するための教育の在り方について検討する際の、必要な基礎資料を得ることを目的に行った。

### 2 本調査における「インクルーシブ教育システム」の捉え方

文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会報告※によれば、「インクルーシブ教育システム」とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

本調査は、大きく、4点の柱から構成した。1点目は、東京都内の区市町村におけるインクルーシブ教育システムに関する質問紙調査である。2点目は対象を、国内の都道府県及び政令指定都市に広げた質問紙調査である。3点目は、海外のインクルーシブ教育システムの状況や制度的側面などを把握するために、欧州及び米国に渡航しておこなった視察調査である。そして4点目は、インクルーシブ教育システムに関わる専門家、障害のある当事者の方、及び関係団体などの国内の有識者の方々からヒアリング調査である。

国内調査においては、上記のとおり、文部科学省が示す「インクルーシブ教育システム」の考え方に基づき調査を実施した。

海外調査における、「インクルーシブ教育」とは、障害のある者と障害のない者が場を共にしている状況と広く捉え、調査を実施した。

※「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）  
（平成24年7月23日）（文科省 中央教育審議会初等中等教育分科会）参考」

## 2 調査の概要

本報告書は、次に行った調査種別により、4編から構成する。

### 第1編 国内調査（都内区市町村）

- 主に区市町村立小・中学校の教育の状況、転籍の状況、教育委員会の考え方について、調査を行った。
- 回収率 62 区市町村全数（100%）
- 公立小・中学校の有効回答数
  - 小学校（義務教育学校の小学部を含む。）  
1,278 校全数（100%）
  - 中学校（義務教育学校の中学部を含む。）  
616 校中 613 校（99.5%）

### 第2編 国内調査（都道府県・政令市）

- 主に公立高等学校（全日制）の教育の状況、教育委員会の考え方について、調査を行った。
- 回収率 47 都道府県・20 政令市区市町村全数（100%）
- 公立高等学校の有効回答数  
1,200 校

### 第3編 海外調査

海外の障害者権利条約に関する状況やインクルーシブ教育システムの実施に向けた取組、障害のある児童・生徒に対する教育の考え方や現状、またその背景となる歴史・文化や教育制度等について調査を行った。

調査対象：①ドイツ（ヘッセン州・フランクフルト市）  
②フランス（パリ市）  
③アメリカ（カリフォルニア州・ロサンゼルス市）  
実施時期：令和元年9月

### 第4編 有識者へのヒアリング

国内の教育関係の有識者11名及び特別支援学校に通う保護者団体に対してヒアリングを行い、障害児への教育やインクルーシブ教育システムの捉え方、今後の教育の在り方等について聞き取った。